

自治体連携太陽光買取プラン付帯「太陽光発電設備電力量お知らせサービス」利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様が、「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」（以下「買取要綱」といいます。）に基づき、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）と締結する電力受給契約（以下「電力受給契約」といいます。）に付帯して、太陽光発電設備の電力量について一定の条件のもとに当社がお知らせメールを配信するサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。なお、本規約において用いられる用語は、本規約に別段の定めがある場合及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、買取要綱において定義された意味を有します。

1. 総則

- (1) お客様は、本規約に加え、買取要綱に従って本サービスを利用します。なお、買取要綱が変更された場合には、変更後の買取要綱に従って本サービスを利用します。
- (2) 本規約に定めのないその他の事項については、買取要綱の定めによります。なお、本規約が買取要綱の定めと抵触する場合には、本規約が優先されます。
- (3) 当社は、法令または買取要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約を変更する場合があります。
- (4) 当社は、本規約を変更する際には、当社のウェブサイト等への掲載その他の方法によりお客様にあらかじめお知らせし、変更後の規約は、ウェブサイト等に掲載することで変更実施日に効力を生じます。

2. 適用条件

以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に、本サービスを提供します。

- (1) 当社との間で電力受給契約を締結し、かつ電力受給契約における受給設備の設置場所が当社の開設する申込 WEB サイト記載の自治体（以下「提携自治体」といいます。）の地域内であること。
- (2) お客様情報として、電子メールアドレスのご登録をいただけること。
- (3) 提携自治体向けの卒 FIT 申込用特設サイトより電力受給契約を申込み、本規約に従った本サービスの適用についてお申出をいただいていること。なお、既に当社と電力受給契約を締結しているお客様が新たに本サービスの適用を希望される場合、本サービスの適用について当社でんきお客様センターにお申出をいただくものとします。その場合、お申出の翌月より、本サービスを適用します。
- (4) 電力受給契約に定めるお客様の受給設備について、一般送配電事業者により計量された電力量に関する通知（「低圧日毎発電 30 分電力量」）を、当社が一般送配電事業者から受けることが可能であること、その他本サービスの実施が可能であること。

3. サービス内容

- (1) 一般送配電事業者から提供される「低圧日毎発電 30 分電力量」に基づき、連続した 7 日間に

において、全てのコマで電力量が 0kWh となっている場合に、お客様へ「余剰（売電）電力量低下のお知らせ」メールを配信します。メールの配信は、1 週間に 1 度指定の曜日に行います。ただし、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）および、指定曜日が祝日となる日については、メールの配信を行いません。また、当社が一般送配電事業者から「低圧日毎発電 30 分電力量」の提供を受け、お客様へ「余剰（売電）電力量低下のお知らせ」メールを配信するまでに相応の期間を要する場合があります。

- (2) 本サービスの適用期間中のお客様への「余剰（売電）電力量低下のお知らせ」メールの配信回数は 3 回を上限とし、合計 3 回のメール配信を行ったお客様に対しては、それ以降、メール配信を停止します。ただし、本項に基づきメール配信が停止されたお客様により、当社でんきお客様センターにお申出をいただいた場合には、当該お客様へのメール配信を再開します。なお、メール配信を再開したお客様については、再開後初回のメール配信を 1 回目の配信回として、本項を適用します。
- (3) 前各項にかかわらず、お客様から、当社でんきお客様センターにメール配信の停止のお申し出をいただいた場合には、メール配信を停止します。

4. サービス提供の中断と終了

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - ①地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。
 - ②その他、当社が中断を必要と判断したとき。なお、本サービスを中断する場合にはあらかじめその旨を対象となるお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当社は、都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。なお、当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、対象となるお客様に対し、予め、その旨を当社ホームページまたは書面等にて通知するものとします。

5. 免責事項

- (1) 本サービスは、一般送配電事業者により計量された電力量に基づき、3（サービス内容）に定める条件で、お客様に一律にメール配信により通知を行うサービスであり、実際の太陽光発電設備の故障有無や電力量の適切性の判断は行いません。また、お客様と締結した電力受給契約に基づく受給電力量の減少に対する補償等を行うものではありません。
- (2) 一般送配電事業者による電力量の計量の誤りその他一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により、通知内容に誤りが生じた場合でも、当社はその責任を負いません。
- (3) お客様または当社のメール環境の故障や不具合等により本サービスの利用ができなかった場合でも、当社はその責任を負いません。
- (4) 当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による、本規約の定め反する本サービスの提供の中断、終了、利用不能または変更により、お客様が被った損害につき、賠償する責任を負わな

いものとします。

- (5) 天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、お客様に損害が生じても当社はその責任を負いません。

6. 適用開始日

原則として、お客様との電力受給契約の受給開始日より、本サービスを適用します。既に当社と電力受給契約を締結しており、新たに本サービスの適用を開始する場合、原則として、本サービスの適用の申込日の属する月の翌月から本サービスを適用します。

7. 適用終了日

当社は、以下の事由が生じた場合には、本サービスの提供を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。

- (1) 事由の如何を問わず、お客様との電力受給契約が終了した場合
本サービス終了日：電力受給契約の終了日
- (2) お客様が2（適用条件）を満たさなくなった場合（申込み時点で満たしていなかったことが判明した場合を含みます。）
本サービス終了日：当該事由発生日の属する月の末日
- (3) お客様から本サービス終了のお申出をいただいた場合
本サービス終了日：当該事由発生日の属する月の末日
- (4) 当社が本サービスの提供の終了を必要と判断した場合
本サービス終了日：当該事由発生日の属する月の末日

附則

1. 実施期日

本規約は、2022年6月15日から実施いたします。

2022年6月15日制定
出光興産株式会社